

山梨県公報

第千四百十二号

平成十五年

九月一日

月 曜 日

目次

告 示

特定高山植物販売開始届の提出	五五五
県代行公共下水道設置工事の開始	五五五
県営土地改良事業の工事の完了	五五五
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	五五六
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(六件)	五五六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五七
平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	五五八
平成十五年度後期技能検定の実施	五五八
峡東都市計画道路事業の施行について	五六〇

告 示

山梨県告示第四百三十一号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一項の規定による特定高山植物販売開始届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種類	開始予定年月日
有限会社八ヶ岳プラニング 代表者 柳生加津子 東	八ヶ岳倶楽部 北巨摩郡大泉村西井出八二四〇番地	タカネヒランジ、ホウオウシヤジン、チシマギキヨウ及びユキワリソウ	平成十五年六月三十日

京都目黒区大岡山一丁目一六番地一六号

山梨県告示第四百三十二号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置する公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を次のとおり告示する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 公共下水道の名称
大和村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
大和村鶴瀬地区
- 三 工事の内容
公共下水道の終末処理場の設置(増設)
- 四 工事の開始の日
平成十五年九月一日

山梨県告示第四百三十三号

県営土地改良事業(富士川西部地区広域営農団地農道整備事業)の工事は、平成十五年三月十七日をもって完了した。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百三十四号

県営土地改良事業(富士川西部中央二期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)の工事は、平成十五年三月二十五日をもって完了した。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百三十五号

県営土地改良事業(白根地区田園居住空間整備事業)の工事は、平成十四年十二月三

日をもって完了した。
平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（羽根地区県営畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
る。
平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月一日まで

三 縦覧場所

韮崎市役所

四 異議申立期間

平成十五年十月二日から同月十六日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 コラボレーター

2 代表者の氏名 佐藤幸三

3 主たる事務所の所在地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目七番二十八号
4 定款に記載された目的

この法人は、自らが発信源となり周りの人々や環境に対し最高の満足を与え、最大の信頼を得る力を身につけることにより富士北麓地域と共創「コラボレーション」する未来づくりを実現するために活動することを目的とする。

縦覧期間 平成十五年八月十二日から同年十月十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年八月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ふるさと

2 代表者の氏名 村上一枝

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡敷島町中下条千六百三番地一

4 定款に記載された目的

当法人は、活力ある地域社会づくりのためには温かい心のつながりによる「安心の仕組み」が不可欠であるとの認識の元に、地域社会における安心の仕組みづくり
に資する各種非営利活動にかかる事業を行い、よりよい地域社会づくりによる地域
住民の福祉の増進、ひいては社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成十五年八月十五日から同年十月十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 CAFE
 - 2 代表者の氏名 小尾幹男
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市北口一丁目六番四号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢な技術者に対して高度な情報化技術、知識、経験を組織的に引き出す事業を行うことにより、高齢な者の社会貢献及び雇用機会の拡充を支援する活動を行うと共に、現産業界に対する産業教育の推進とIT時代における科学技術の振興を図り、産業及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年八月二十二日から同年十月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年八月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 やまなしグリーン・ツーリズム研究所
 - 2 代表者の氏名 斎藤公夫
 - 3 主たる事務所の所在地 韮崎市穂坂町宮久保四千三百九十三番地の一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、都市と山梨の農山村との共生と対流をめざし、企業、各種民間団体等との連携の下で、グリーン・ツーリズムの普及推進を図るための必要な事業を行うことにより、農山村地域の活性化とゆとりとやすらぎのある社会の実現を目指すことを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年八月十五日から同年十月十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年八月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 都留市体育協会
 - 2 代表者の氏名 伊藤敏
 - 3 主たる事務所の所在地 都留市田原三丁目八番三六号
 - 4 定款に記載された目的
本会は、スポーツを振興して市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を図り、主体的で文化的な社会の建設に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年八月十五日から同年十月十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年八月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨市民国際交流グループ
 - 2 代表者の氏名 野沢正人
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨市東八百四十二番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、山梨市を含めたすべての市民に対し、世界の様々な国や地域の人々と芸術、文化、教育、スポーツ、産業及び経済などの交流や国際協力を通して、相互の理解と親善を深める事業を行うことにより、グローバルな地球市民としての感覚を大きく、精神的な豊かさを広げていくことに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年八月二十二日から同年十月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年八月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ルーデンススポーツクラブ

2 代表者の氏名 藤本俊

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡田富町東花輪千三百七十七番地の二十七

4 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年八月二十日から同年十月二十日まで

● 平成十五年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇九・五二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・九八ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二〇八・五五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・六七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、八三〇・二九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四四・四〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、二〇七・三三ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五七四・八六ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
 多摩川上流土砂流出防備保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流土砂流出防備保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流土砂流出防備保安林

六九四・八二ヘクタール
 一六・六六ヘクタール
 一、六一・二八ヘクタール
 一三六・八二ヘクタール
 一一四・三〇ヘクタール
 一七四・〇四ヘクタール

● 平成十五年度後期技能検定の実施
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十五年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 実施職種

1 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造（薄板ばね製造に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

3 三級

仕上げ、機械検査、機械保全、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、製麺、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十五年十一月二十八日(金)から平成十六年二月二十二日(日)までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成十五年十一月二十一日(金)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種

実施期日

1 一級、二級及び三級
機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図及び金属材料試験

平成十六年二月一日(日)

1 一級、二級及び三級
さく井、金型製作、工場板金、仕上げ、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、印章彫刻及び塗装

平成十六年二月八日(日)

2 単一等級
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

1 一級、二級及び三級
金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション及び電気製図

平成十六年二月十五日(日)

2 単一等級

電子回路接続、製麺及び枠組壁建築

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

平成十六年二月二十二日(日)

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

1 特級

検定職種

手数料

全職種

一万五千七百元

2 一級、二級、三級(3の表に該当する者を除く。)及び単一等級

検定職種

手数料

さく井、金型製作、工場板金、仕上げ、金属ばね製造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

一万五千七百元

機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図及び電気製図	一万千五百円

3 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検 定 職 種	手 数 料
仕上げ、機械保全、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百元
テクニカルイラストレーション及び電気製図	七千七百元

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十五年九月三十日（火）から同年十月十日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十六年三月二十三日（火）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成十五年九月一日

一 都市計画事業の種類及び名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 峡東都市計画道路事業三・四・五号根津橋通り線

三 施行者の名称

山梨県

四 事務所の所在地

塩山市上塩後二二三九番一 峡東地域振興局塩山建設部（東山梨合同庁舎内）

五 事業地の所在

山梨県山梨市大字上神内川字宮ノ前、字午起、字幸ノ神、字才文字、字茂林及び字東小路地内